

衆議院内閣委員会ニュース

平成 25. 2. 14 第 183 回国会第 1 号

2 月 14 日（木）、第 1 回の委員会が開かれました。

1 理事の辞任及び補欠選任

・理事の辞任を許可し、補欠選任を行いました。

辞任	理事	平 沢 勝 栄君（自民）
補欠選任	理事	若 井 康 彦君（民主）（理事山口壯君去る 1 月 17 日委員辞任につきその補欠）
	理事	松 田 学君（維新）（理事足立康史君去る 1 月 18 日委員辞任につきその補欠）
	理事	木 原 誠 二君（自民）（理事塩崎恭久君去る 1 月 25 日委員辞任につきその補欠）
	理事	関 芳 弘君（自民）（理事野田聖子君去る 1 月 25 日委員辞任につきその補欠）
	理事	田 中 良 生君（自民）（理事竹本直一君去る 1 月 25 日委員辞任につきその補欠）
	理事	西 川 公 也君（自民）（理事あかま二郎君去る 1 月 25 日委員辞任につきその補欠）
	理事	平 口 洋君（自民）（理事平沢勝栄君今 14 日理事辞任につきその補欠）

2 国政調査承認要求に関する件

・以下の事項について、国政調査承認要求をすることに協議決定しました。

- ① 内閣の重要政策に関する事項
- ② 栄典及び公式制度に関する事項
- ③ 男女共同参画社会の形成の促進に関する事項
- ④ 国民生活の安定及び向上に関する事項
- ⑤ 警察に関する事項

3 株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第 1 号）

- ・甘利国務大臣から提案理由の説明を聴取しました。
- ・甘利国務大臣、西村内閣府副大臣、寺田内閣府副大臣、山際内閣府大臣政務官、島尻内閣府大臣政務官、平経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・質疑終局後、赤嶺政賢君（共産）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、民主、維新、公明、生活 反対一みんな、共産）

（質疑者及び主な質疑内容）

後 藤 祐 一君（民主）

- ・安倍内閣の経済財政政策の推進体制について、なぜ、経済財政諮問会議、日本経済再生本部、産業競争力会議に分けてしまったのか。私は、政治主導で進めるには器は一つが良いと思うがいかがか。
- ・「日本再生加速プログラム」（平成 24 年 11 月 30 日閣議決定）の内容は、緊急経済対策（平成 25 年 1 月 11 日）や平成 24 年度補正予算案等に反映されているのか。
- ・地域経済活性化支援機構は、国費を活用して事業再生の支援等を行う以上、それを無駄にしないというモラルを持って支援を行っていただきたい。その仕組みは、出資や専門家派遣のための支援基準等に反映されているのか。

松 田 学君（維新）

- ・「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下「中小企業金融円滑化法」という。）が平成 25 年 3 月に効力を失う。これを延長しないのであれば、そもそも、同法はどのような効果を想定していて、その結果がどうだったのかを総括すべきではないか。
- ・本法律案によって、「株式会社企業再生支援機構」から「株式会社地域経済活性化支援機構」に商号が変わるが、中小企業支援への対応という意味からすると、対応が弱まるのではないか。商号変更の理由をお聞きしたい。
- ・これまでの様々な中小企業の事業再生について、その効

果はどのくらいあったと考え、本法律案によってどのくらいの効果があると考えなのか、数値目標を示していただきたい。

大 熊 利 明君（みんな）

- ・官民ファンドと一般的な民間ファンドとを比較して、基本的な考え方や制度設計に違いはあるのか、相違の有無について伺いたい。
- ・地域経済活性化支援機構のファンド業務に関し、投資家保護の考え方について伺いたい。

佐々木 憲 昭君（共産）

- ・中小企業金融円滑化法と企業再生支援機構法について、それぞれの中小企業の利用実績について伺いたい。その上でなぜ中小企業金融円滑化法を延長せず、企業再生支援機構法を改正するのかその理由を伺いたい。
- ・中小企業金融円滑化法の失効によりこれまでの金融機関による報告義務がなくなると金融機関の貸出姿勢が変化する恐れがある。このため中小企業金融円滑化法を延長する必要があるのではないか。

村 上 史 好君（生活）

- ・企業再生支援機構による日本航空（JAL）に対する支援に伴い生じたJALの株式売却益は、地域経済活性化支援機構に引き継がれるのか、その取扱い方について伺いたい。
- ・地域経済活性化支援機構による特定専門家派遣についてどの程度専門家を確保し、またどのような分野を考えているのか伺いたい。

濱 地 雅 一君（公明）

- ・中小企業金融円滑化法の失効により、金融機関が債権を保有している貸出先の財務状況に応じた債務者区分が元に戻り、貸出姿勢に変化の生じる恐れがある。金融機関における中小企業の債務者区分についての考え方を伺いたい。また現在、同法による債務弁済の負担軽減申請中の中小企業はどのような取り扱いとなるのか、伺いたい。
- ・倒産した中小企業であっても優秀な技術や設備を持つものもある。これらを引き継ごうとする中小企業も存在するが、そのような企業に対し政府も支援する必要があるのではないか。政府の考え方を伺いたい。

木 原 誠 二君（自民）

- ・地域経済活性化支援機構の支援実績に対してその評価を

行うことが重要ではないか。他制度との比較も踏まえた上で、政府の考え方を伺いたい。

- ・銀行法では一般事業会社の株式保有制限に関する5%ルールがあるが、例外として事業再生中の企業については100%の保有が可能とされる。しかしその実績がないことから、金融機関の事業再生に対する姿勢に疑問がある。政府は今後、金融機関に対してどのように指導していくつもりなのか伺いたい。